

つくば市監査公表第 14 号

平成 30 年 10 月 31 日

つくば市監査委員 萩 谷 孝 男



つくば市監査委員 宮 本 孝 男



つくば市監査委員 金 子 和 雄



地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表します。

第 1 監査の執行者

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等に対する監査

### 第3 監査等の実施期間

平成30年7月11日から平成30年10月30日まで

### 第4 監査の対象

所管課 市民部国際交流室

補助団体 学校法人 TSUKUBA GLOBAL ACADEMY

### 第5 監査の範囲

平成29年度につくば市が交付した補助対象事業の運営状況、その他の事務の執行状況

### 第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び団体関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

#### 1 所管課

- (1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続きは、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

#### 2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

## 第7 補助金の概要

### 1 補助金の名称

平成29年度国際化教育事業補助金

### 2 補助金の交付目的

国際バカロレア又はこれに準ずる国際基準の認定を受けている市内の各種学校を支援し、もって市の国際化教育の環境の充実を図ること。

### 3 補助対象事業

#### (1) 補助金の交付対象となる事業

次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する各種学校が行う国際バカロレア又はこれに準ずる国際基準の教育プログラム事業。

ア 市内に設置されていること。

イ 学校教育法（昭和22年法律26号）第134条第2項の規定により準用する第4条第1項前段の規定による茨城県知事の認可を受けていること。

ウ 国際バカロレア又はこれに準ずる国際基準の認定を受けていること。

エ 入学生の国籍を特定していないこと。

### 4 補助金額

4,000,000円（上限）

## 第8 補助団体の概要

1 名称 学校法人 TSUKUBA GLOBAL ACADEMY

2 所在地 つくば市上郷7846番地1

### 3 執行体制

(1) 校長1名

(2) 常勤職員4名

(3) 常勤教員29名

(4) 非常勤教職員12名（スクールカウンセラーを含む）

## 第9 監査の結果

監査の結果、要望事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、監査の過程において、口頭で注意した事項については、速やかに対応されたい。

### 1 【要望事項】

(補助団体)

- (1) 備品等購入について、購入伺いから決裁及び支出までの書面による承認手続きがされていない。備品等の固定資産計上は10万円からなので、最低10万円以上のものを購入する場合の承認手続きが明確になる決裁書面を作成願いたい。本来は、固定資産には計上しない10万円未満のものを購入する場合でも決裁書面を作成することが望ましい。
  
- (2) 出張時の車両事故の責任分担について明確な規定がない。出張時には、職務命令による出張であることを明確にし、車両事故の際の責任の所在を明らかにしておくことが望ましい。